

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

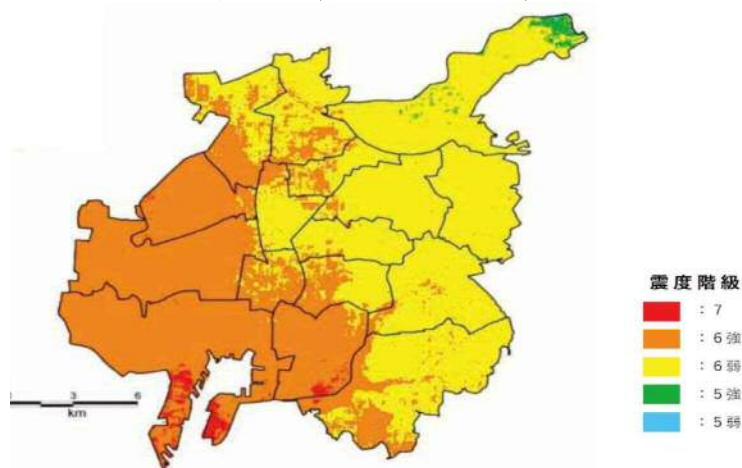
本市では、過去に濃尾地震、伊勢湾台風、東海豪雨等の自然災害により大きな被害が発生しました。将来においても、駿河湾以西の太平洋岸沖合にある南海トラフを震源とする大規模な地震の発生率が、今後 30 年以内で 70~80% と切迫度を増しており、本市では発生時に最大の死者数が約 6,700 人、最大の建物全壊・焼失棟数が約 66,000 棟という甚大な被害が想定されています。また、名古屋駅周辺地区においては推計で約 8.5 万人の帰宅困難者が発生するなど、交通結節点における混乱も懸念されています。

豪雨については、約 30 年前と比較して全国的に発生回数が顕著に増加しており、平成 30 (2018) 年 7 月豪雨など国内各地で多大な被害が生じています。本市においても、1 時間に 50 mm を超える集中豪雨の発生回数が増加傾向にあります。本市南西部は、国内最大のゼロメートル地帯に含まれております。洪水や高潮による浸水被害とともに津波や液状化の被害が懸念されます。

新型ウイルス感染症（※）については、およそ 10 年から 40 年の周期で発生しています。今回の新型コロナウイルス感染症のように、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得しないければ世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と共に伴う社会的影響をもたらす恐れがあります。

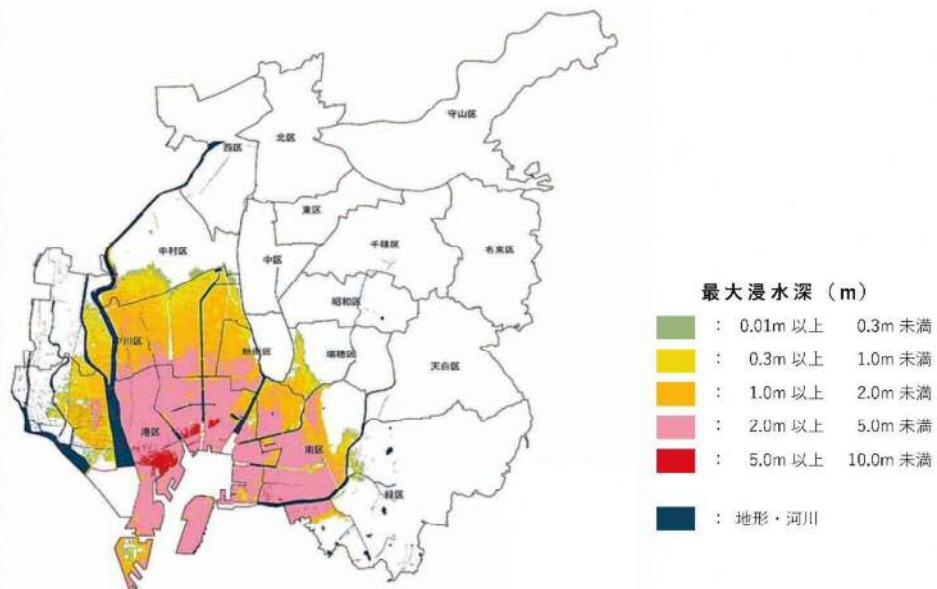
（※）新型コロナウイルス感染症のように未だワクチン等の予防策や有効な治療方法が開発されていない段階にある感染症の総称として、本計画において「新型ウイルス感染症」と呼称しています。

■本市におけるあらゆる可能性を考慮した最大クラスの震度分布



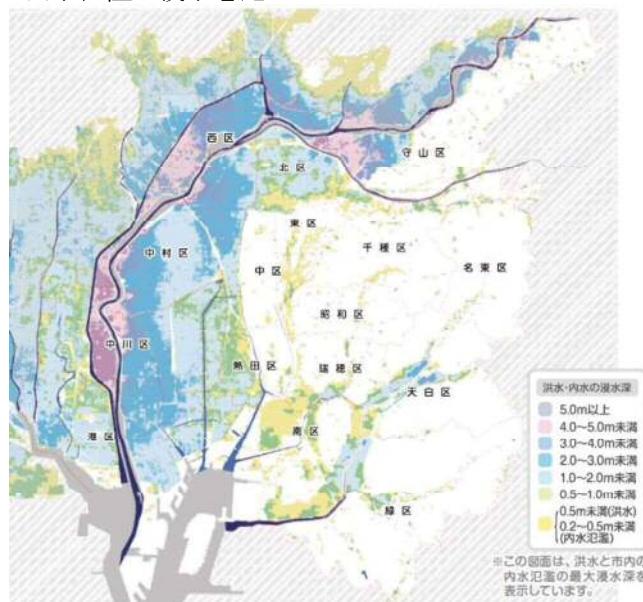
出典：名古屋市「南海トラフ巨大地震の被害想定について—震度分布、津波等—

■本市における高潮浸水想定



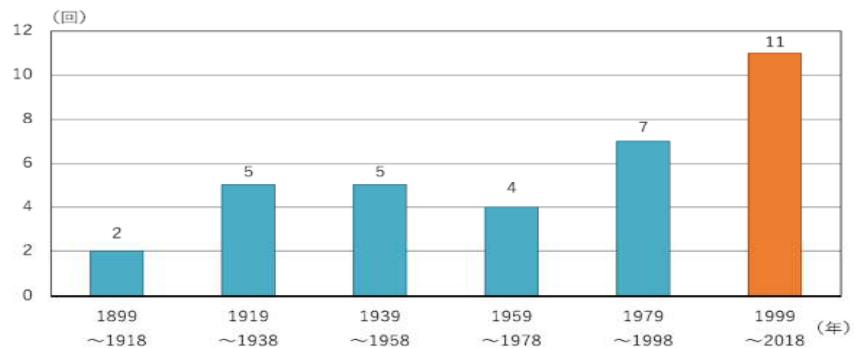
出典：愛知県「愛知県高潮浸水想定」

■本市における洪水・内水氾濫の浸水想定



出典：名古屋市「あなたの街の洪水・内水ハザードマップ」

■本市における20年ごとの1時間降水量50mm以上の発生回数



出典：名古屋地方気象台観測値より名古屋市作成

■本市における土砂災害の危険地域

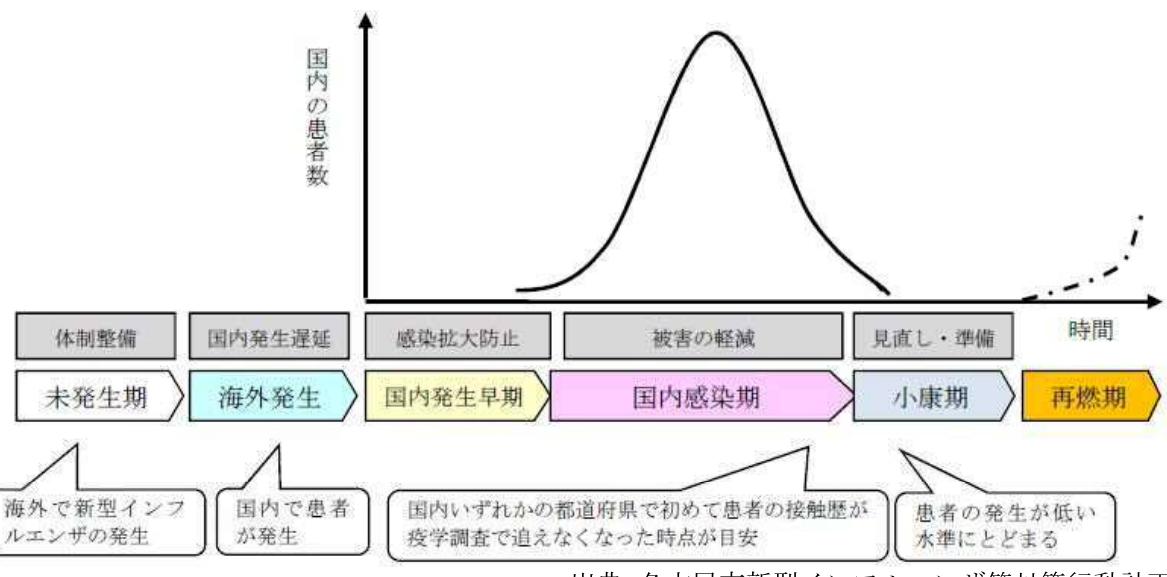
次のいずれかに該当する地域

急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

区名	土砂災害の危険地域を含む学区
千種	上野・高見・田代・東山・見付・星ヶ丘・自由ヶ丘・富士見台
昭和	滝川
瑞穂	弥富・陽明
南	呼続・笠寺・笠東
守山	大森・守山・西城・白沢・小幡北・大森北・鳥羽見・志段味西・本地丘・志段味東・吉根・下志段味
緑	鳴海・旭出・滝ノ水・片平・緑・平子・鳴海東部・神の倉・東丘・長根台・有松・桶狭間・南陵・大高・大高南・大高北・黒石
名東	西山・名東・猪子石・極楽・上社・平和が丘
天白	平針南・平針・植田・植田南・大坪・八事東・表山・天白・山根・しまだ・高坂・相生・野並

出典：名古屋市地域防災計画

■本市における感染症の発生段階図



出典：名古屋市新型インフルエンザ等対策行動計画

(2) 商工業者の状況

	商工業者数	小規模事業者数	備考（事業所の立地状況等）
農林漁業	50	48	郊外に分布している。
鉱業、採石業、砂利採取業	0	0	
建設業	8,377	7,510	市全域に広く分布しており、とくに市南部に多く集積している。
製造業	10,022	8,818	市南西部に多く集積している。
電気・ガス・熱供給・水道業	61	31	市中心部に立地している。
情報通信業	2,356	1,161	市中心部に集積している。
運輸業、郵便業	2,282	1,473	市全域に分布しており、とくに市南部に多く集積している。
卸売業、小売業	31,543	17,630	市全域に分布している。
金融業、保険業	2,204	1,595	市中心部に集積している。
不動産業、物品賃貸業	7,867	7,201	市全域に分布している。
学術研究、専門・技術サービス業	6,879	4,766	市中心部に集積している。
宿泊業、飲食サービス業	17,564	10,259	市全域に分布しており、とくに市中心部に集積している。
生活関連サービス業、娯楽業	9,505	7,697	市全域に分布している。
教育、学習支援業	3,258	2,319	市全域に分布している。
医療、福祉	2,128	1,786	市全域に分布している。
複合サービス事業	305	74	主に市中心部に分布している。
サービス業(他に分類されないもの)	4,865	2,504	市全域に分布している。
合計	109,266	74,872	

出典：平成 28 年経済センサス（確報値）

	商工業者数	小規模事業者数
名古屋商工会議所	99,368	67,546
守山商工会	4,873	3,695
鳴海商工会	4,420	3,184
有松商工会	605	447

(3) これまでの取り組み

<名古市の取り組み>

①計画等の策定

- ・名古市防災条例の制定（平成18年度）
- ・名古市災害対策基本方針の策定（平成23年度）
- ・名古市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成25年度）
- ・名古市地域強靭化計画の策定（平成27年度）
- ・名古市震災対策実施計画の改定（平成28年度）
- ・名古市風水害対策実施計画の策定（平成28年度）
- ・名古市業務継続計画（第3版）の改定（令和元年度）
- ・名古市大規模災害時受援計画（第2版）の策定（令和2年度）
- ・名古市地域防災計画の修正（令和2年度）
- ・新型コロナウイルス感染症にかかる検証及び対応方針の策定（令和2年度）

②組織体制の強化

- ・名古市防災危機管理局を新たに設置（平成27年度）

③主な防災事業

- ・指定避難所、指定緊急避難場所、津波避難ビル、福祉避難所等の拡充
- ・救助物資（食料・生活必需品）等の備蓄・充実
- ・防災備蓄スペースの整備
- ・なごや市民総ぐるみ防災訓練等の実施
- ・帰宅困難者対策の推進（帰宅困難者対策に向けた協議会の設置・運営、関係事業者との訓練実施）
- ・災害時における各種協定を民間事業者と締結（災害時における臨時広報紙の発行・搬送、仮設トイレの供給、物資等の輸送等）
- ・市役所、区役所、支所非常用発電機の整備
- ・ハザードマップ及び避難ガイドの作成、配布
- ・地区防災カルテを活用した防災活動の推進
- ・防災情報の効果的な提供（市公式Webサイト、テレビ、ラジオなど多様な手段による市民への効果的な防災情報の伝達、平常時におけるメールやSNSを活用した情報発信を行うほか、防災アプリを活用した普及啓発を実施）
- ・名古屋市港防災センターの運営

④被災地支援の取り組み

- ・岩手県陸前高田市への行政丸ごと支援の実施（平成23年度～令和2年度で延べ250人の職員を派遣）
- ・被災地への職員派遣（平成28年熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風）

⑤主な事業者支援

- ・中小企業を対象に、大規模災害発生時における事業継続計画策定のための専門家派遣及び普及啓発セミナーを実施
- ・ナゴヤ信長徳政プロジェクトによる資金繰り支援（「名古屋新型コロナウイルス感染症対策事業継続資金」の創設／中小企業金融ワンストップ連携機関の認定開始）（令和2年度）
- ・県の休業等の要請に応じた事業者に対し、「愛知県・名古屋市新型コロナウイルス感染症対策協力金」を交付（令和2年度）
- ・入居する複合商業施設等の休業方針により休業を余儀なくされた事業者に対し、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策協力金」を交付（令和2年度）
- ・市民生活に必要な事業を継続している事業者に対し、「ナゴヤ新型コロナウイルス感染症対策事業継続応援金」を交付（令和2年度）
- ・市内中小企業者に対して、新しい生活様式に対応した事業展開・働き方への対応に必要となる設備・機器等の導入に要した経費の一部を助成する「中小企業の新しい生活様式・働き方対応支援補助金」を創設（令和2年度）

<名古屋商工会議所の取り組み>

- ①あいち・なごや強靭化共創センターと連携しBCP講演会の開催
- ②あいち防災協働社会推進協議会と連携し防災・減災カレッジの開催
- ③東京海上日動火災保険株式会社と連携しBCPワークショップの開催
- ④商工会議所灾害対策マニュアルの作成周知（愛知県商工会議所連合会・平成18年度）
- ⑤製造業のための地震防災対策事例集の作成周知（名古屋商工会議所・平成19年度）
- ⑥事業継続計画（BCP）策定指導マニュアルの作成周知（日本商工会議所・平成28年度）
- ⑦中小企業のBCPについて研修（平成30年度、令和元年度）
- ⑧企業の事業継続（BC）について研修（平成30年度、令和元年度）
- ⑨被災地への経営指導員派遣（平成23年東日本大震災、平成28年熊本地震）
- ⑩名商安否確認アプリケーションの紹介（会員企業を対象）
携帯電話で災害発生の際に従業員の安否状況（怪我の有無、出社可否など）をタイムリーに把握することができ、安否確認の必要がない平常時においては防災訓練に利用することも可能。
- ⑪中部経済産業局と災害時における会議室貸与に関する確認書を締結（令和元年11月）
- ⑫新型コロナウイルスに関する経営相談窓口並びに個別経営相談会の設置
- ⑬ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置、並びに会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

<守山商工会の取り組み>

- ①中小企業のBCPについて研修（平成30年度、令和元年度）
- ②企業の事業継続（BC）について研修（平成30年度、令和元年度）
- ③東京海上日動火災保険株式会社と連携しBCP説明会を開催（平成27年度）
- ④ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置、並びに会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

<鳴海商工会の取り組み>

- ①中小企業のBCPについて研修（平成30年度、令和元年度）
- ②企業の事業継続（BC）について研修（平成30年度、令和元年度）
- ③防災・減災講習会の開催（平成30年度）
- ④ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置、並びに会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

<有松商工会の取り組み>

- ①中小企業のBCPについて研修（平成30年度、令和元年度）
- ②企業の事業継続（BC）について研修（平成30年度、令和元年度）
- ③ウイルス感染防止策（来客や相談時での手指消毒・マスク着用・衝立設置、並びに会議やセミナー等の3密回避やオンライン化）の実施

II 課題

- (1) 小規模事業者においては、総じて、地震・水害・台風等の自然災害が発生した際に起こりうるリスクについての意識・関心が浸透しておらず、被災時の避難場所の位置確認、情報収集手段、家族・従業員・取引先との連絡手段等の対応策が十分ではありません。このため、小規模事業者に対し災害リスクや事前対策の必要性を認識していただくとともに事業継続計画（以下：BCP）の策定を促進していくことが重要だと考えています。
- (2) しかしながら、中核事業の特定や復旧目標時間の設定が重視されるBCPは、小規模事業者にとってハードルが高く、その防災・減災対策を進めていくためには、BCPの簡易版とも言え、防災の事前対策や発災時の初動対応などを記載する事業継続力強化計画の策定を併せ促進していくことが肝要であります。
- (3) 自然災害発災時には、名古屋市および名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会・有松商工会（以下：市内商工4団体）が連携を密にし、小規模事業者等の被害状況を把握し、地域の一刻も早い災害からの復旧と小規模事業者等が安心安全に事業継続できるよう地域一丸となった取り組みが求められます。
- (4) 事業者BCP（BCPや事業継続力強化計画等）を策定した小規模事業者に対し、計画をより実効性の高いものとするため、経営指導員や専門家等によるアフターフォローが必要です。
- (5) 防災対策に欠かせない保険・共済に対する適切な助言を行える経営指導員等の職員が不足しており研修が必要です。
- (6) 新型ウイルス感染症の感染拡大により、事業者は一斉休業や営業停止に追い込まれる事態も想定され、こうした感染症リスクに対応した支援体制を構築する必要があります。
- (7) 自然災害の発災および新型ウイルス感染症の感染拡大に伴い、市内4商工団体の事務所が利用できなくなった場合、代替手段を確保し、小規模事業者支援をはじめ、それぞれ業務の停滞を極力抑えなければなりません。

III 目標

- (1) 名古屋市および市内商工4団体は、日頃より意思疎通を図り、自然災害発災時には緊密に被害情報の交換を図り、速やかに復興支援策が履行できるように体制を整えます。同様に新型ウイルス感染症の感染拡大により非常事態となった場合においても、緊密に連携し、各種支援が機動的・効率的に実施できるよう体制整備を図ります。
- (2) 名古屋市は、BCP策定支援に係るセミナー及び専門家を派遣します。
(目標件数：参加事業者数 年140社)
- (3) 市内商工4団体は、小規模事業者に対して防災・減災意識を高めていただくために、事業継続力強化支援に係る巡回を実施するとともに、事業継続力強化計画策定を促すために各種講演会・セミナー等の開催により、いっそうの啓蒙普及を図ります。
(目標件数：市内商工4団体計)

・事業継続力強化支援に係る巡回指導件数	年8,000件
・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定に係る講演会・セミナーの開催	年8回
・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定支援事業者数	年200事業者
・事業者BCP（事業継続力強化計画等）策定事業者数	年40事業者
- (4) 市内商工4団体は、リモートワークやオンライン会議の活用等新たな働き方の仕組みづくりを構築するとともに、小規模事業者に対するオンライン相談等機動的に対応できる体制を強化します。

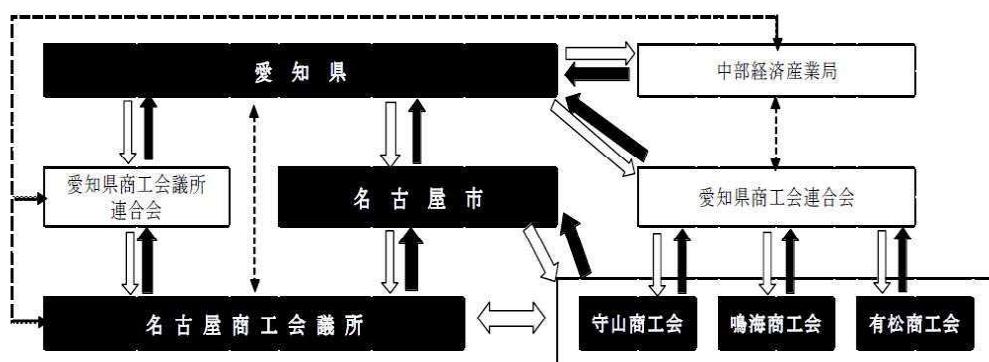
事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間
(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年5月1日～令和8年3月31日）
(2) 事業継続力強化支援事業の内容
・名古屋市地域防災計画（令和元年6月）を踏まえ、名古屋市および市内商工4団体の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施します。
<1. 事前の対策>
1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知
・市内商工4団体は、巡回指導時に、自然災害等へのリスクや事前対策を講じるメリットを盛り込んだパンフレットなどを配布して、小規模事業者の意識喚起とともに、リスクを軽減するための対策（事業継続力強化計画の策定や災害補償のための保険・共済加入等）について説明します。
・名古屋市および市内商工4団体は、上記パンフレットやハザードマップ等を各種窓口で配架し、小規模事業者に対する災害リスクの周知に努めます。
・名古屋市および市内商工4団体は、それぞれのホームページ・メールマガジン・定期刊行物をはじめとする様々な広報ツールにて、災害リスクへの意識喚起や事業継続計画策定の重要性等について情報を発信します。
・名古屋市および市内商工4団体は、BCP策定・事業継続力強化計画策定に係る講演会・セミナー及び専門家派遣を実施します。
2) 小規模事業者に対する事業継続力強化計画策定支援
・市内商工4団体は、巡回指導やセミナー等を通じ、防災・減災対策に前向きな小規模事業者に対し、事業継続力強化計画の策定を支援します。
3) 経営指導員等研修
市内商工4団体は、所属する経営指導員に対し事業継続力強化計画等事業者BCPの策定支援ができるよう研修を行います。また、保険会社等を交えた勉強会を開催し、保険・共済に関する助言ができるよう経営指導員他職員の育成を目指します。
4) 商工会、商工会議所自身の事業継続計画の作成
・名古屋商工会議所：災害時対応マニュアル並びに事業継続計画 (平成25年4月制定、令和元年11月改定、令和3年1月改定)
・守山商工会：[作成予定日] 令和3年8月31日
・鳴海商工会：[作成予定日] 令和3年8月31日
・有松商工会：[作成予定日] 令和3年8月31日
5) 関係団体等との連携
・名古屋市および市内商工4団体は、保険会社との連携によるBCPワークショップを実施し、実際にBCP策定を体験させるなど、実践的な内容を盛り込むことで、計画策定の取組みへの意識付けを行います。
・名古屋商工会議所は、あいち・なごや強靭化共創センターとの連携によるBCP講演会や、あいち防災協働社会推進協議会との連携による防災・減災カレッジを引き続き実施します。
6) フォローアップ
・市内商工4団体は、事業継続力強化計画の策定支援を行った小規模事業者の取組状況を確認するとともに、必要に応じ、専門家派遣および小規模事業者を対象としたアンケートやヒアリングを実施することで、事業者BCPの策定状況の把握やアフターフォローに努めます。
・名古屋市および市内商工4団体は、年1回以上、本事業継続力強化支援計画の進捗状況の確認や改善点等について協議する機会を設けます。

<p>7) 当該計画に係る訓練の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害が発生したと想定して、名古屋市および市内商工4団体との連絡ルートの確認を定期的に行います。 <p>8) 新型ウイルス感染症の感染拡大の予防</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型ウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し冷静に対応することを周知します。 ・新型ウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに今後の感染症対策に繋がる支援を実施します。 ・事業者に対し、事務所内換気設備の設置、非接触型の新しい社会様式を整備するための情報や支援策等を提供します。 										
<p>< 2. 発災後の対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもありません。その上で、下記の手順で地域内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡します。 										
<p>1) 応急対策の実施可否の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市および市内商工4団体は、それぞれ電話やSNS等により、発災後3時間以内（就業時間外は24時間以内）を目途に、職員およびその家族の安否確認および業務従事の可否確認を行い、それぞれ勤務可能な職員を把握するとともに、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有します。これらの情報をもとに応急対策の実施の可否を判断します（建屋の安全が確認でき、経営指導員等支援にあたる職員の半数以上が出勤することを前提とします）。 ・市内商工4団体は、新型ウイルス感染症の顕著な流行により、新型インフルエンザ等特別措置法に基づき、政府による「緊急事態宣言」が発出された場合は、名古屋市における感染症対策本部の方針に基づき、速やかに応急対策の実施を検討します。 										
<p>2) 応急対策の方針決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・名古屋市および市内商工4団体は、被害規模や被害状況に応じ、協議のうえ実施する応急対策の方針を決定します。想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とします。 ・被害規模の目安と想定する応急対策の内容 										
被害規模	被害の状況	想定する応急対策								
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的な軽微な被害が発生している。 ○地区内の1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ○被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認ができない。 	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害状況調査・経営課題の把握 ③復興支援策を活用するための支援業務								
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ○地区内の1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」「窓ガラスが割れる」等、比較的な軽微な被害が発生している。 ○地区内の0.1%程度の事業所で「床上浸水」「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 	①緊急相談窓口の設置・相談業務 ②被害状況調査・経営課題の把握								
ほぼ被害はない	○目立った被害の状況がない。	特に行わない。								
<p>※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連絡体制が取れないほどの重度で大規模な被害の場合は、段階的に情報を共有します。 ・本計画により、名古屋市および市内商工4団体は、以下の間隔で被害情報等を共有します。 										
<table border="1"> <tr> <td>発災後～1週間</td><td>1日に2回情報共有する</td></tr> <tr> <td>1週間～2週間</td><td>1日に1回情報共有する</td></tr> <tr> <td>2週間～1ヶ月</td><td>2日に1回情報共有する</td></tr> <tr> <td>1ヶ月以降</td><td>3日に1回情報共有する</td></tr> </table>			発災後～1週間	1日に2回情報共有する	1週間～2週間	1日に1回情報共有する	2週間～1ヶ月	2日に1回情報共有する	1ヶ月以降	3日に1回情報共有する
発災後～1週間	1日に2回情報共有する									
1週間～2週間	1日に1回情報共有する									
2週間～1ヶ月	2日に1回情報共有する									
1ヶ月以降	3日に1回情報共有する									

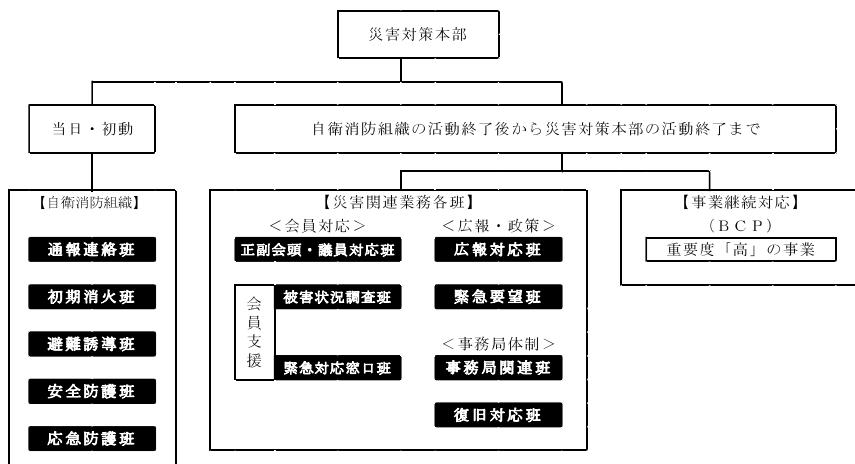
<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

- 1) 名古屋市および市内商工4団体は、自然災害等発生時に地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができるよう仕組みを構築します。
- 2) 二次災害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決定します。
- 3) 名古屋市および市内商工4団体は、被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法についてあらかじめ確認します。被災事業者が申請する罹災証明書に「被害状況」や「推計被害額」を記載するなど、被害情報の参考にすることも検討します。
- 4) 名古屋市および市内商工4団体が共有した情報は、愛知県が指定する方法にて、以下の連絡ルートにて速やかに報告します。

【連絡ルート】



- 5) 名古屋商工会議所は、災害が発生し、人命にかかるわる、もしくは恐れがある、または被害が拡大していく緊急事態と判断した場合に、災害対策本部を設置します。地震の場合は、震度5強以上の地震が発生した場合、あるいは南海トラフ地震の「臨時情報」が発令した場合に設置します。同所の災害対策本部および災害関連業務各班等の体制は下記の通りです。



・本計画における発災時の被害状況報告、並びに発災後の緊急相談窓口の実施や被害状況調査、被災者ヒアリングなどについては、被害状況調査班と緊急対応窓口班が対応します。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者等に対する支援 >

- 1) 市内商工4団体は、小規模事業者等へのアンケート・ヒアリングなどで被害状況を把握します。
- 2) 相談窓口の開設方法について名古屋市と市内商工4団体が協議して、安全性が確認された場所において設置します。
- 3) 相談窓口等を通して地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認します。
- 4) 応急時に有効な被災事業者施策について、地区内小規模事業者等へ周知徹底を図ります。
- 5) 感染症の場合、事業活動に影響を受けるまたはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行います。

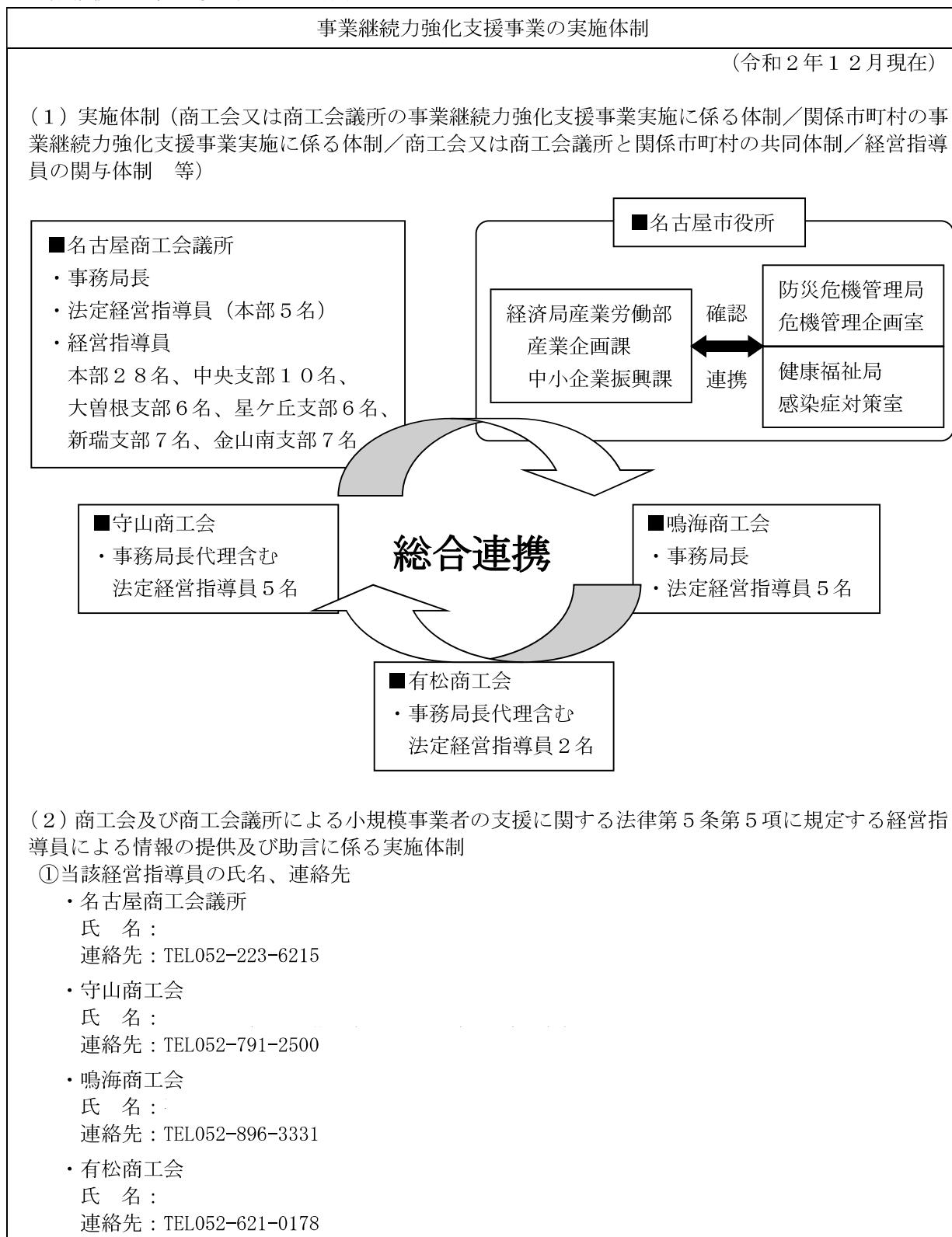
< 5. 地区内小規模事業者等に対する復興支援 >

- 1) 愛知県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し小規模事業者等に対して支援を行います。
- 2) 地区内域を超える広域被災の場合、名古屋市および市内商工4団体は、愛知県等へ支援を求めます。

※その他 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに愛知県へ報告します。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度等）

- ・名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会・有松商工会の経営指導員は、本計画の具体的な取り組みの企画や実行を行います。
- ・本計画に基づく進捗状況確認や見直し等のフォローアップを年に1回以上行います。

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

- ・名古屋商工会議所 中小企業部 管理運営担当
〒460-8422 名古屋市中区栄2丁目10番19号
TEL052-223-6215 FAX052-231-8259
E-mail :
- ・守山商工会
〒463-0067 名古屋市守山区守山2丁目8番54号
TEL052-791-2500 FAX052-791-0157
E-mail : morisci@gctv.ne.jp
- ・鳴海商工会
〒458-0801 名古屋市緑区鳴海町字乙子山1番地3
TEL052-896-3331 FAX052-896-3381
E-mail : narumi@aichiskr.or.jp
- ・有松商工会
〒458-0924 名古屋市緑区有松3012番地
TEL052-621-0178 FAX052-622-7401
E-mail :

②関係市町村

- ・名古屋市経済局 産業労働部 産業企画課
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
TEL : 052-972-2412 FAX : 052-972-4136
E-mail : a2412@keizai.city.nagoya.lg.jp
- ・名古屋市経済局 産業労働部 中小企業振興課
〒464-0856 名古屋市千種区吹上2丁目6番3号
TEL : 052-735-2100 FAX : 052-735-2104
E-mail : a7352100@keizai.city.nagoya.lg.jp
- ・名古屋市防災危機管理局 危機管理企画室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
TEL : 052-972-3523 FAX : 052-962-4030
E-mail : a3523@bosaiikikanri.city.nagoya.lg.jp
- ・名古屋市健康福祉局 新型コロナウイルス感染症対策部 感染症対策室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸3丁目1番1号
TEL : 052-972-2633 FAX : 052-972-4203
E-mail : a2631@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
セミナー等開催経費	500	500	500	500	500
印刷費等	300	300	300	300	300

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

愛知県の補助金、会費収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

名古屋市

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	800	800	800	800	800
セミナー委託料	240	240	240	240	240
専門家派遣謝金等	560	560	560	560	560

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法

自主財源

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
東京海上日動火災保険株式会社 愛知公務金融部 愛知県名古屋市中区丸の内 2-20-19
連携して実施する事業の内容
① 事業者 B C P 策定のポイントをテーマとしたセミナーの実施 ② 事業者 B C P 策定のためのワークショップ関連の開催 ③ 支援した小規模事業者等の事業者 B C P 取組状況のフォローアップ ④ 法定経営指導員等を対象とした研修会を開催
連携して事業を実施する者の役割
① ②名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会・有松商工会の依頼に応じて、セミナーの企画・運営、講師の派遣 ③ 名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会・有松商工会の依頼に応じて、支援した小規模事業者等の事業者 B C P 取組状況のフォローアップ ④ 名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会・有松商工会の依頼に応じて、法定経営指導員等を対象とした研修会を企画・運営
連携体制図等
<p>The diagram illustrates the cooperation mechanism. At the top right is a box containing the five entities: Nagoya Chamber of Commerce and Industry, Shoyan Chamber of Commerce, Meijo Chamber of Commerce, Yusho Chamber of Commerce, and Nagoya City. An arrow labeled '相談' (Consultation) points from a box labeled '小規模事業者等' (Small-scale business operators) to the top right box. Another arrow labeled '支援' (Support) points from the same box to the bottom right box, which contains '東京海上日動火災保険' (Tokio Marine & Fire Insurance). A double-headed vertical arrow between the top right box and the bottom right box is labeled '(連携)' (Cooperation) and '(セミナーの企画・運営、講師の派遣他)' (Planning and implementation of seminars, lecturer派遣).</p>
名古屋商工会議所・守山商工会・鳴海商工会・有松商工会および名古屋市は、東京海上日動火災保険株式会社に対しセミナーの企画・運営やフォローアップを依頼、同社と連携して事業者 B C P 策定を支援。